

指定試験機関等のあるり方に関する検討会（医政局）

報 告 書（案）

平成24年3月 日

臨床工学技士等国家資格にかかる試験・登録事務の指定試験機関等のあり方について

1 はじめに

臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師及び言語聴覚士については、それぞれの根拠法において、厚生労働大臣が指定する者に試験事務及び登録事務を行わせることができるものと規定され、指定試験機関又は指定登録機関（以下、「指定試験機関等」という。）として、各法人が指定されている。

平成22年12月にとりまとめられた「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書」においては、

- ① 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存続する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。
- ② 国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

との提言がなされた。

本検討会においては、この提言を受け、厚生労働省医政局が所管する臨床工学技士等の医療関係資格に係る指定制度のあり方及び業務の効率化等について検討を行った。

2 指定制度のあり方について

(1) 制度創設の経緯

第二次臨時行政調査会「行政改革に関する第五次答申—最終答申—」（昭和58年3月）においては、行政事務のスリム化・民間活力の活用の観点から、「民間団体において処理を行っても制度の意義・目的を損なう恐れのない事務については、極力、民間団体への委譲を行うものとし、現在適切な引受団体がない場合にあっては、今後その育成に努める。」、「試験事務については、受験者が多数に上る資格制度を中心に、指定試験機関制度等の導入を積極的に行い、試験事務の民間団体への委

譲を進める。」こととされた。このため、これ以降に国家資格化された医療関係職種
の国家試験については、試験事務又は登録事務（以下、「試験等事務」とい
う。）を各指定試験機関等において実施しているところである。

（２）現行の指定制度について

医療は国民の生命及び身体の安全に直結するものであり、その質の確保につい
ては、国が責任を持って行うべきものについては、国家資格制度により担保してい
るところである。同様に、医療関係資格制度に係る試験等事務については、国の強い
関与が必要不可欠であることから、各資格法に基づき現在の法人が指定され、試験
等事務を行わせている。

具体的には、臨床工学技士及び義肢装具士については昭和63年、救急救命士は
平成3年、言語聴覚士は平成10年に、それぞれ国家資格制度化され、各法人が指
定試験機関等として指定された。また、歯科衛生士、あんまマッサージ指圧師、は
り師、きゅう師及び柔道整復師については、資格制度創設時においては、各都道府
県が試験等事務を実施していたが、国家資格化された際に、平成3年及び平成4年
にそれぞれ現在の法人が指定試験機関等として指定され、今日まで事業を実施して
いる。

これら指定法人については、試験等事務の実施に適した法人として、その資格や
業務に関連の深い事業を実施していた法人が指定されており、相当する法人が存在
しない場合には、試験等の事業実施を目的として関係団体の出資を受けて設立され
た法人が指定されている。

なお、国家試験を全国斉一的に適正かつ確実に実施するという公益性及び行政事
務の効率的運営の観点から、当該指定制度には一般財団法人又は一般社団法人であ
ることが要件とされており、役員を選任や事業計画等に認可を要するなど、国の強
い関与が規定されている。

（３）指定制度のあり方について

指定制度の見直しに当たっては、「現行の指定制度は妥当か。」、「指定制度を廃
止し、国において実施することは可能か。」、「指定法人の選定理由は妥当か。」、
「指定に当たり競争入札等によるプロポーザル方式を導入することは可能か。」と
いった視点によりそれぞれ検討を行った。

① 現行の指定制度は妥当か。

現在、医政局においては、医師をはじめ10職種の国家試験事務と12職種の免許の登録事務を約20名の職員で実施している。

指定制度を廃止して国が直接試験等事務を実施する場合は、事務量が大幅に増加するため、必要な組織・人員が必要となるが、厳しい財政状況の下で新たに相当規模の組織・人員や予算を確保することは困難である。

医療関係資格者の質を国家資格制度により担保し、医療の質を確保することは引き続き必要であり、行政事務のスリム化・民間活力の活用の観点から、各資格法に基づき特例民法法人を指定し、国の強い関与の下に試験等事務を担わせている現行の指定制度は妥当である。

② 指定法人の選定理由について

各指定法人については、「当該資格の研修事業等、密接に関連する業務を実施しており、専門知識等のノウハウを保有し、関係者から一定の信頼を寄せられていること。」、「国家資格創設時に試験等事務を実施することを目的として関係者の出資の基に設立された。」等の理由により選定され、特に問題なく、合理性が認められる。

③ 競争入札等によるプロポーザル方式の導入について

複数の事業者による参入を可能とするプロポーザル方式の導入については、コストの削減等の効果が期待できるという側面があるが、一方で、

- ・ 国家試験問題の作成にあたっては、受験年度や受験生によって有利・不利が生じないように、一貫した出題方針を維持する等、その質を継続して確保する必要がある。
- ・ 試験問題データや個人情報等の厳重な情報管理が必要なデータを、安全に継続して管理する必要がある。
- ・ 各年の試験問題の解答状況を継続して分析・蓄積し、試験問題の改善に反映する必要がある。
- ・ 試験問題作成にあたる委員の確保等において、当該分野の専門的知識に精通していることや、職能団体とのネットワークを有している必要がある。
- ・ 試験問題の漏洩防止や、試験中の受験者の不正行為への対応等のノウハウを一貫して継承する必要がある。

といったように、試験問題の質を維持しつつ、継続して事業を実施する必要があることから、試験等事務については、プロポーザル方式の導入は適切でなく、試験問題作成にあたる委員を適切に確保しつつ、試験等事務のノウハウを蓄積し改善を図るためには、特定の法人が継続して指定を受けることもやむを得ないとの結論に至った。

しかしながら、他の法人に対する参入の可能性についても、その門戸を閉ざすべきではないことから、継続的に指定法人の運営状況を評価し、試験等事務が適切に実施されているか、他に試験等事務を適切に実施することが可能な法人はないか等について継続的に検証を行っていくべきである。

④ 公益法人制度改革に伴う指定要件の見直しについて

現行の指定試験機関等の指定要件では、一般財団法人又は一般社団法人であることが要件として定められており、現在指定されている各法人は、試験等事務の他、当該資格に係る研修事業や調査研究等の業務を実施しており、いずれも公益性を有しているものと認められる。

公益法人制度改革に伴い、新たな指定要件として公益財団法人又は公益社団法人であることを要件として課すことの可否についても議論がなされた。

指定試験機関等の指定にあたっては、一般財団法人等であっても、試験等事務を非営利で的確に実施する体制が構築されている等の指定試験機関等としての指定要件を満たしていれば、引き続き指定することが妥当であるとの結論に至った。

3. 指定事務の適正な実施について

(1) 法人運営の透明性の確保について

(現状)

厚生労働省の方針として、各指定試験機関等については、公正透明な人事を確保するという観点から、役員の選任に際し、「70歳以上の国家公務員OBの役員は再任しない。」、「国家公務員OBを役員に再任又は新任する場合は、公募により選考を行う。」こととしており、各指定試験機関等は本方針に基づき役員を選任している。また、一部指定法人については、役員定数の削減に取り組んでいる。

(今後の方向性)

指定試験機関等が行う試験等事務については、公正、厳正かつ確実に実施することが求められており、国家試験を担う法人として、法人運営全般にもその透明性の確保や効率化が求められる。また、指定試験機関等においては、一般財団法人又は一般社団法人要件が付されており、さらに役員の選任や事業計画等に認可を要するなど、国の強い関与が規定されている。

これらを勘案した上で、透明性を確保した役員選任や、適正な事業運営等が行われているかについて、厚生労働省として指定機関等に対し引き続き検証を行うべきである。

(2) 試験等事務の効率的な実施について

① 受験手数料等の見直しについて

(現状)

各指定法人が試験等事務を実施している9資格のうち、歯科衛生士以外の8資格については、平成21年及び平成23年に事業費を勘案した受験手数料の引き下げを行っている。また、歯科衛生士については、養成制度の改正に伴う受験者数の減少を考慮して改訂を行わなかったものであり、今後、受験者数の動向を考慮して見直す方針であることが確認された。

なお、登録等の手数料については、検証の結果、今回はほぼ収支が均衡しているものとして手数料の改訂は行っていない。

(今後の方向性)

試験等事務については、受益者負担の観点から、受験者及び登録者が納付する手数料により運営されていることから、収支相償による効率的な運営が求められる。

このため、試験等事務に必要なシステム更新の引当金や災害時等の不測の事態への対応等の予備費を除き、当該指定法人の内部留保額や受験者数の増加等を踏まえ、実費を勘案した適正な手数料に随時改訂を行うべきである。今後も引き続き受験者数の動向や収支状況を踏まえて随時適切に見直す必要がある。

② 試験等事務の効率的な実施について

(現状)

一部指定法人においては、既に業務の効率化等による職員の削減や、一般競争入札等の実施による事業費の縮減に努めている。

(今後の方向性)

各指定法人においては、随意契約の見直しによる一般競争入札の導入や、業務の効率化による事業費の縮減に努めるとともに、事業費の情報公開により試験等事務の透明性を確保すべきである。

また、試験問題の印刷・配送、試験監督業務、採点処理業務の委託契約等については、スケールメリットを活かして、各指定法人が共同で入札を行うことにより経費の縮減を図ることを検討すべきである。

ただし、受験者数の規模が小さい、又は特定の専門知識が必要である等の事情により、必ずしも共同入札により効率化が望めない場合は、実情に応じて対応することが望ましい。

4. 指定試験機関等の一元化について

厚生労働省においては、平成22年5月に行われた省内仕分けの結果を踏まえ、指定試験機関等を一元化する方向で、関係団体と調整し、段階的に実施することとしているが、様々な課題があるため、現時点では具体化に至っていない。

当検討会においては、各指定試験機関等からのヒアリングを行い、意見交換を行った結果、以下のように早急な一元化の実施に懸念を示す意見が出された。

(主な意見)

- ・ 9つの国家資格に係る試験等事務を単一の法人に担わせることは、多大な権限を一つの法人に付与することとなる。
- ・ 試験問題の作成から国家試験の適正な実施に至るまで、従来に比べ責任が増大することとなるが、それに対応するためには、各資格毎に専門分野の担当理事を常勤とする等の組織体制の強化が必要となり、結果として管理部門が増大することになるのではないかと。
- ・ 試験等事務を実施することを目的に設立された法人や、法人設立時に業界からの出資を受けて設立された法人もあり、指定試験機関等を変更することについて関係者の理解を得ることは困難ではないかと。
- ・ 主たる業務が試験等事務である指定法人の場合は、統合により研修等の他の公益事業の実施ができなくなるのではないかと。
- ・ 試験問題の質を確保するためには、試験問題作成にあたる委員を質・量ともに充実させることが重要であるが、そのためには業界関係者の協力が不可欠である。

現在の指定試験機関等においては、これら関係者からの信頼が構築されている。

- ・ 各法人が指定機関となった経緯は様々であるものの、既にそれぞれ試験等事務のノウハウの蓄積がなされ、現在まで試験等事務を適正に実施している。

(当面の対応)

指定試験機関等の一元化は、管理部門等の一部業務の集約化により効率化が期待できると考えられる。一方で、現時点で早急に一元化することは困難であるばかりでなく弊害も大きいと考えられる。このため、まずは、指定試験機関等の間で連携をより強化することにより、一元化を行う場合と実質的に近い効果を目指していくことが適当である。具体的には、試験機関等において実施している業務のうち、集約化が可能なものについて共同で実施するとともに、現在、実施している指定試験機関等からなる連絡会を強化し、定期的に、具体的な業務の効率化等について協議し、改善策を講じていくべきである。

5. 結語

本検討会において検討を進めた結果、上記のように、専門性の高い特例民法法人等を指定して、国家試験等事務を実施するという現行の指定試験機関制度等については、一定の合理性が認められるので、引き続き存置することが適当であるとの結論に達した。

一方で、国家試験を担う法人として、法人運営全般にかかる透明性の確保や業務の効率化が必要であり、受験手数料等の適切な見直しや、契約方法の見直し等による事業費の縮減に取り組むべきである。

厚生労働省及び各指定法人は、本報告書を踏まえ、これらの改善に取り組むべきである。

指定試験機関等のあり方に関する検討会（医政局）

氏 名	所 属
秋 山 修一郎	新日本有限責任監査法人公認会計士
井 出 健二郎	和光大学教授、東京医科歯科大学大学院講師
加々美 光 子	弁護士
○ 木 村 光 江	首都大学東京大学院教授
高 木 康	昭和大学医学部教授
和 田 啓 二	学校法人河合塾新教育事業本部長

○は座長（五十音順、敬称略）

各指定法人の概要

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
根拠規定	臨床工学技士法第17条第1項(試験)	義肢装具士法第17条第1項(試験)	歯科衛生士法第8条の2第1項(登録)、第12条の4第1項(試験)	救急救命士法第12条第1項(登録)、第37条第1項(試験)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の4第1項(試験)、第3条の23第1項(登録)	柔道整復師法第8条の2第1項(登録)、第13条の3第1項(試験)	言語聴覚士法第12条第1項(登録)、第36条第1項(試験)
設立年月日	昭和60年6月21日	昭和62年4月1日	平成3年6月11日	平成3年3月29日	平成2年3月28日	平成1年11月28日	平成7年10月2日
指定年月日	昭和63年4月27日	昭和63年4月27日	平成3年7月1日	平成3年12月19日	平成4年10月1日	平成4年10月1日	平成10年9月30日
役員数	平成24年2月現在 役員数23名	平成24年2月現在 役員数13名	平成24年2月現在 役員数9名	平成24年2月現在 役員数27名	平成24年1月現在 役員数18名	平成24年2月現在 役員数11名	平成24年2月現在 役員数20名

指定の必要性及び当該法人が指定されている理由について

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
職 種	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士	救急救命士	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゆう 師	柔道整復師	言語聴覚士
指定の 必要性	<p>医療は国民の生命及び身体の安全に直結するものであり、その質の担保については、国が責任を持って行うべきものであることから、医療関係資格者の質を国家資格制度により担保しているところである。このため、医療関係資格制度に係る事務については、国の強い関与が必要不可欠であり、現行において、各資格法に基づき公益法人を指定し、試験事務を行わせている。なお、試験事務については、比較的定型的なものである一方、その業務量が膨大なことから「行政改革に関する第五次答申」(昭和58年3月)の趣旨に従い、行政事務の簡素化のために指定機関において実施しているところ。</p> <p>試験を全国斉一的に適正かつ確実な実施という公益性、及び行政事務の効率的運営の観点から、当該指定制度には公益法人要件が付されており、役員を選任や事業計画等に認可を要するなど、国の強い関与が規定されている。</p>						
当該法人が 指定されて いる理由	<p>制度創設当時 ①透析技術認定士資格試験等々の臨床工学技士業務と関連の深い事業を実施していたこと ②事業の実施により、医療機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>制度創設当時 ①福祉用具(義肢装具)に関する講習会等の義肢装具士の業務と関連の深い事業を実施していたこと ②事業の実施により、医療機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>当該試験を都道府県試験から国に移行する際、 ①他の指定試験機関での受入れが困難であったこと ②本法人が、歯科医師臨床研修事業等の実施により、医療機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>設立当初から救急救命分野に精通しており、試験事務の実施に必要な基礎を有していたことを踏まえて指定された。 本法人には、受験資格の審査(救急救命業務の実務経験の判定等)から問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に十分なノウハウが蓄積されており、また、本法人においては、医療の高度化や多様化にあわせた質の高い試験問題を試験委員会が作成するにあたり、必要とされる情報を収集し、充実した支援体制の確保に努めている。</p>	<p>当該試験を都道府県試験から国に移行する際、 他の指定試験機関での事業の受入れが困難であったことから、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の職能団体や養成機関等により設立された本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>当該試験を都道府県試験から国に移行する際、 他の指定試験機関での受入れは困難であったことから、柔道整復師の職能団体や養成機関等の出資により設立された本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>制度創設当時 ①他の指定試験機関での受入れが困難であったこと ②本法人が、医療関係職種の研修事業の実施により、医療機関・養成機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>

国家試験受験手数料の見直しについて

国家試験名	種別	改定前	改定後	増減	指定試験機関
臨床工学技士国家試験	① 受験手数料	30,900	30,800	▲ 100	財団法人 医療機器センター
義肢装具士国家試験	① 受験手数料	65,900	59,800	▲ 6,100	財団法人 テクノエイド協会
歯科衛生士国家試験	① 受験手数料	14,300	-	-	財団法人 歯科医療研修振興財団
	② 免許証登録手数料	4,750	-	-	
	③ 免許証書換え手数料	2,850	-	-	
	④ 免許証再交付手数料	3,100	-	-	
救急救命士国家試験	① 受験手数料	33,600	30,300	▲ 3,300	財団法人 日本救急医療財団
	② 免許証登録手数料	8,900	6,800	▲ 2,100	
	③ 免許証書換え手数料	4,550	4,300	▲ 250	
	④ 免許証再交付手数料	5,200	5,000	▲ 200	
あん摩マッサージ指圧師国家試験	① 受験手数料	15,100	11,600	▲ 3,500	財団法人 東洋療法研修試験財団
	② 免許証登録手数料	5,200	-	-	
	③ 免許証書換え手数料	3,100	-	-	
	④ 免許証再交付手数料	3,300	-	-	
はり師国家試験	① 受験手数料	15,100	11,600	▲ 3,500	財団法人 東洋療法研修試験財団
	② 免許証登録手数料	5,200	-	-	
	③ 免許証書換え手数料	3,100	-	-	
	④ 免許証再交付手数料	3,300	-	-	
きゆう師国家試験	① 受験手数料	15,100	11,600	▲ 3,500	財団法人 東洋療法研修試験財団
	② 免許証登録手数料	5,200	-	-	
	③ 免許証書換え手数料	3,100	-	-	
	④ 免許証再交付手数料	3,300	-	-	
柔道整復師国家試験	① 受験手数料	23,300	16,500	▲ 6,800	財団法人 柔道整復研修試験財団
	② 免許証登録手数料	4,800	-	-	
	③ 免許証書換え手数料	3,700	-	-	
	④ 免許証再交付手数料	4,000	-	-	
言語聴覚士国家試験	① 受験手数料	35,700	34,000	▲ 1,700	財団法人 医療研修推進財団
	② 免許証登録手数料	8,000	-	-	
	③ 免許証書換え手数料	4,600	-	-	
	④ 免許証再交付手数料	4,800	-	-	